

【資料6】支払保険料に関する事項

(1) 当期の支払保険料として損金経理されている金額の中には、被保険者を代表取締役Hとする養老保険の保険料5,000,000円（毎期4月に1年払いの保険料として支払っているものである。）が含まれている。

なお、当該養老保険については、死亡保険金の受取人がHの親族とされており、生存保険金の受取人は甲社とされている。また、養老保険に加入させているのは、Hのみである。

(2) 役員報酬として損金経理により当期に支給した金額のうちHに対するものは10,800,000円（900,000円×12月）である。

なお、Hの職務内容等からした適正な金額は、12,000,000円である。

・ 積立保険金分土宅

$$5,000,000 \times \frac{1}{2} = 2,500,000$$

・ 役員給与の積立不算入額（34条2項）

$$(10,800,000 + 5,000,000 \times \frac{1}{2}) - 12,000,000 = 1,300,000$$

注意!



90日以内: 保険! 年1回払い → 賞金的性質か? → 34条2項

1年以上経過  
不算入

正しく?

保険の性質



保険 → 経済的な利益を  
継続的に与えるもの

毎月支払うべきものを  
一括して支払っていること

継続的に支払われる経済的な利益のうち、  
その支払われる利益の額が毎月おおよそ一定であるもの

定期同額給与に分類される!